

宇都宮市自動車に表示する広告物の許可に関する要綱

平成18年9月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、自動車に表示する広告物について、宇都宮市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第45号。以下「規則」という。）第6条第3項に規定する別表第1（第6条関係）に掲げる事項のほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車体利用広告物 宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例49号。以下「条例」という。）第10条第1項の許可を受けなければならない自動車に表示する広告物で、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車に表示する広告物をいう。
- (2) 交通事業者 車体利用広告物の媒体となる車両を用いて、法第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）を営業者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、車体利用広告物を許可するにあたり、良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害の防止について配慮するものとする。

(ガイドライン)

第4条 市長は、車体利用広告物において景観との調和や識別性、交通安全の確保及び市民への対応の観点から、宇都宮市車体利用広告物ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

(広告主等の責務)

第5条 広告主又は広告制作会社で、車体利用広告物を掲出しようとするときは、市長の示したガイドラインを遵守するものとする。

(交通事業者の責務)

第6条 交通事業者は、ガイドラインに基づき、自主審査機関を設置し、当該車体利用広告物について自主審査を行うものとする。ただし、当該交通事業者を代表する団体が自主審査機関を設置し、自主審査を行う場合においてはこの限りでない。

2 前項の自主審査機関を設置したときは、交通事業者又はこれを代表する者は、前条及び規則第6条第3項に規定する別表第1に掲げる事項に基づき自主審査基準を策定するものとする。

3 交通事業者又はこれを代表する者は、車体利用広告物自主審査報告書（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

(報告の聴取，助言等)

第7条 市長は、この要綱の目的を達成するために必要な限度において、広告主等及び交通事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

(事前協議)

第8条 車体利用広告物の許可申請にあたり条例第10条第1項の許可を受けなければならない者は、当該車体利用広告物を表示又は設置する日の30日前までに、次に掲げる図書を都市開発部都市計画課に提出して、事前協議を行うものとする。

- (1) 意匠図（使用する材料等の表記を含む）
- (2) 面積計算表
- (3) 車体利用広告物デザインチェックシート

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。